配当公告

愛知県小牧市大字西之島字申塚一一〇二番地の一　破産者　有限会社布目アルミ鋳造所

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第一四七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一二四、二八九、四三一円

一、配当をすることのできる金額

金一一、三六四、六〇一円

平成二十五年三月十三日

名古屋市中区丸の内一丁目四番二九号愛協ビル二B

破産管財人　弁護士　福本　剛

配当公告

岡山市南区築港栄町五―三八、商業登記簿上の本店所在地岡山市南区市場一丁目一番地

破産者　株式会社アヤ商店

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十三年（フ）第一四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二八〇、九六五、一〇一円

一、配当することのできる金額

金三三、四八九、八八七円

平成二十五年三月十三日

岡山市北区南方一丁目四番三号アストロビル四階

破産管財人　藤浪　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市久之浜町久之浜字立下一番地、最後の住所福島県いわき市平上荒川字砂屋戸一九二番地の二大関ハイツ一―C

被相続人　亡　吉田　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

福島県いわき市平字田町六三番地八　湊法律事務所　相続財産管理人　長山　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市多摩区登戸新町四〇〇番地、最後の住所福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野六七三番地の一

被相続人　亡　市村　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

福島県いわき市平田町六三番地八　湊法律事務所　相続財産管理人　長山　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市鶴見坦二丁目一五五番地、最後の住所福島県郡山市愛宕町三番一三号バルミー郡山六一四号

被相続人　亡　今泉　金治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

福島県石川郡玉川村大字蒜生字栗木内二五番地　相続財産管理人　佐藤　文雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県白河市手代町二九番地、最後の住所茨城県那珂郡東海村大字舟石川五五三番地二六

被相続人　亡　間島　晋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

茨城県常陸太田市西河内下町一五六番地の二　相続財産管理人　根本　洋治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区東糀谷五丁目一七番、最後の住所東京都大田区東糀谷五丁目一七番一四―三一六号

被相続人　亡　土屋　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル七階七〇八区―B千葉法律事務所　相続財産管理人弁護士　千葉　宗武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市住吉町二丁目八番、最後の住所新潟県村上市松山二〇四番地一

被相続人　亡　近藤ミチイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

新潟県村上市新町九番三九号、事務所新潟県村上市新町九番七七号　海田総合法務事務所　相続財産管理人　海田　俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区早稲田鶴巻町三〇四番地、最後の住所新潟県長岡市深沢町二二七八番地八　長岡療育園

被相続人　亡　長井　賢介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

新潟県長岡市中之島四一一番地三　相続財産管理人　韮澤　基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北佐久郡軽井沢町大字追分五四〇番地、最後の住所長野県小諸市丙七九四番地五市住七一七号

被相続人　亡　土屋　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

事務所長野県小諸市荒町一丁目七番二八号　相続財産管理人　前田　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御殿場市上小林九八五番地一、最後の住所静岡県駿東郡小山町小山二七七番地の一

被相続人　亡　林　芳江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

静岡県御殿場市萩原一五〇番地の一　相続財産管理人　司法書士　増田　泰司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県養老郡養老町大跡三二番地、最後の住所愛知県小牧市小木南二丁目八番地特別養護老人ホームゆうあい

被相続人　亡　西脇　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

事務所名古屋市中区丸の内二丁目一八番一四号ＬＡＮＤＳＱＵＡＲＥ　ＭＡＲＵＮＯＵＣＨＩ七〇五号藍法律事務所　相続財産管理人　弁護士　平野　由梨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区東桜二丁目二二一四番地、最後の住所名古屋市名東区本郷二丁目五七番地シーアイマンション第三本郷Ｎ六〇一

被相続人　亡　間瀬　芳江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル八〇二鬼頭法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鬼頭　容子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府河内長野市松ヶ丘東町一三五一番地、最後の住所大阪府南河内郡河南町さくら坂四丁目三番四号　被相続人　亡　小坂　一成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十三日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル五階　相続財産管理人　弁護士　市川　裕子